

九 福 第 1 2 7 5 号
平成30年2月14日

介護予防・日常生活支援総合事業
みなし指定サービス事業者 様

九度山町 福祉課長
(公 印 省 略)

九度山町介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定事業所
における指定更新手続きについて（通知）

平素は、町福祉行政に格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年3月31日以前に「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」の指定を受けている事業所は、それぞれ九度山町の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における「介護予防訪問介護相当サービス」、「介護予防通所介護相当サービス」（以下「現行相当サービス」という。）の指定を受けたものとみなされています（みなし指定）。

みなし指定の有効期間は、平成30年3月31日までとなることから、有効期間の満了を迎える現行相当サービス事業所におかれましては、引き続きサービスを提供する際には更新の申請を行っていただく必要があります。

つきましては、下記により更新の手続きをしていただきますようお願いいたします。

なお、指定の更新申請が行われない場合、有効期間の満了をもって指定の効力を失うこととなり、総合事業におけるサービス提供ができなくなりますので、ご留意ください。

記

1. 申請方法

九度山町役場ホームページより必要な様式をダウンロードし、添付書類を添えて九度山町役場福祉課へ提出してください。（郵送による提出も可）

九度山町役場ホームページ <https://www.town.kudoyama.wakayama.jp/>

2. 提出期限

平成30年3月9日（金）

3. 提出部数 2部

- ・1部は控えとしてお返しします。
- ・郵送の場合は、返信用封筒を同封してください。

◆更新申請における留意点

1. 添付書類について

「更新申請時に変更がなければ提出不要」とされている下記の添付書類についても、今回に限り提出をお願いします。

- ・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書
- ・事業所の平面図

2. 定款等について

更新申請時に提出いただく定款・運営規程につきましては、定款等の目的欄に総合事業を実施する旨の記載が必要ですので、十分にご留意ください。

【変更例】

「介護予防訪問介護」→「第1号訪問事業」

「介護予防通所介護」→「第1号通所事業」

なお、契約書、重要事項説明書においても（更新申請時に提出する必要はありませんが）同様の記載が必要です。

【変更例】

「介護予防訪問介護」→「第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）」

「介護予防通所介護」→「第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）」

3. 他市町村の被保険者が総合事業のサービスを利用する場合について

指定更新の効力は各市町村域のみで効力が及ぶことから、九度山町以外の市町村の被保険者（住所地特例対象者は除く。）が利用している事業所については、当該市町村への指定更新申請も必要となります。手続き漏れのないようご注意ください（具体的な手続きについては、各市町村あてお問い合わせください。）。

4. サービス利用者の自立支援・重度化防止の推進について

当町では、平成28年度から定期的に地域ケア個別会議を開催し、サービス利用者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みを進めております。

事業者様におかれましては、総合事業の指定更新に際して、地域ケア個別会議へのご協力や、サービス利用者の自立支援・重度化防止に積極的に取り組んでいただくものとして更新申請をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

〒648-0198

和歌山県伊都郡九度山町大字九度山 1190 番地

九度山町役場 福祉課 担当：正野（しょうの）

電話 0736-54-2019（内線 103）

FAX 0736-54-2022

e-mail：s-syono@town.kudoyama.lg.jp